

平成 27 年度広島市男女共同参画審議会第 2 回基本計画検討部会
(DV 防止計画グループ) 会議録

1 開催日時

平成 27 年 11 月 5 日 (木) 15 時 00 分から 17 時 00 分

2 開催場所

広島市役所本庁舎 14 階第 5 会議室 (広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号)

3 出席者

(1) 委員 (50 音順) (7 名中 6 名出席)

篠原部会長、平谷副部会長、井手口委員、貴田委員、小出来委員、佐田尾委員

(2) 関係課 (広島市)

市民安全推進課長代理、児童相談所相談課長、教育委員会指導第二課長代理

(3) 事務局 (広島市)

人権啓発部長、男女共同参画課長、同課課長補佐、同課主幹

4 公開・非公開の別

公開

5 傍聴者

なし

6 会議次第

「広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画 (見直し案)」等についての
検討

7 資料

- ・ 資料 1 : 平成 27 年度広島市男女共同参画審議会のスケジュール変更について
- ・ 資料 2 : 第 2 次広島市男女共同参画基本計画見直しについて
- ・ 資料 3 : 広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画 (見直し案)

8 会議内容

- (1) 開会
- (2) 議事

【篠原部会長】

ただいまから第2回基本計画検討部会、DV防止計画グループの部会を開催したいと思います。本日の議題は、見直し案についての検討ということでございます。

早速ですが、その前にスケジュールの変更等の資料もありますので、課長からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【男女共同参画課長】

広島市市民局人権啓発部男女共同参画課長の今富でございます。資料1について、説明いたします。（資料1について説明）

【篠原部会長】

スケジュールの変更については、よろしいでしょうか。

それでは次に移りたいと思います。資料2に引き続いて、資料3の説明もお願いします。

【今富男女共同参画課長】

（資料2、資料3について説明）

【篠原部会長】

各委員からご意見を賜る前に、ストーカー総合対策について、小出来委員からご紹介がありますので、お願いします。

【小出来委員】

今回、お手元に配布させていただきましたように、ストーカー総合対策というものがあるのですが、「すべての女性が輝く社会」の実現に向けて、女性の安全・安心な暮らしを脅かすストーカー事案に対する政府の取組として、昨年10月、「すべての女性が輝く政策パッケージ」が示され、内閣府をはじめとした各省庁が連携していこうということで、このストーカー総合対策が進められているところです。女性の活躍を促進していく中で、DVはもとより、ストーカー事案というものも、やはり、非常に大きな阻害要因です。この総合対策は、DVの計画の中では、被害者の一時避難等の被害者支援の取組や、いわゆる加害者対策の取組に、繋がってくるのだろーと思います。DV基本計画や男女共同参画基本計画を考えていくに当たって、将来を見据えた上での対応というのが、どうしても必要になってくると思います。

今回の市の基本計画見直しに当たっても、いわゆるストーカー対策的な要素を考慮していただいて、計画に加えていただけたらというのが、率直な意見です。

例えば、資料2の2枚目、見直し骨子の中の「Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現」、「基本目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援」の4番目に、「性暴力、売買春などの根絶に向けた対策の推進」という項目がありますが、国の大きな動きもあり、ストーカー行為について文言として加えていただければ、今後、施策を推進していく上で、大きな意味があるのではないかと考えています。私からは、以上です。

【篠原部会長】

大事なご指摘も含まれていたと思いますので、見直しに反映させていただくよう、ご配慮いただければと思います。

それでは、委員の方からのご意見を伺っていききたいと思います。

【平谷副部長】

まず、二つほど、用語について確認させていただきたいと思います。

この「被害者」という言葉は、どういう定義で使われているのか。具体的には、離婚をしているか、していないかというところを、どのように捉えておられるのかというところを、問題意識を持ってお尋ねしております。

もう一つは「自立」という言葉をどういう意味で使われているのか。「経済的自立」という言葉があったり、「自立」ということだけであったりしますが、私は、根本的には、被害を受けた人が直ちに自立しなければならないものなのだろうかという疑問を持っています。

その二つを伺った上で、いくつかご質問、ご意見を申し上げられたらと思います。

【男女共同参画課長】

2点ございました。まず、「被害者」の定義です。現行計画のタイトルは「広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援計画」で、加害者が「配偶者」ということになると、婚姻関係が前提になるかと思いますが、このたびの見直し案では、「配偶者等からの暴力の防止」として、「等」を加えています。したがって、交際相手や元配偶者なども入ると考えていますので、法律上の婚姻関係がある場合だけが被害者に当たるものとは、我々は定義していません。

それから、「自立」ですが、これは何を以て自立というのか、どの段階、あるいは状態を指すのかということもあると思いますが、やはり、社会生活が営めるような状態にまでなっていくことが自立であろうと考えます。その意味で、就労についても、支援の対象の一つには入っていますので、そこまで達成して自立なのではと思いますが、そこは個人差があって、被害者それぞれの状況にもよりますので、どの時点をもって「自立」と捉えるかは、程度の差は出てきようかと思います。

【平谷副部長】

今の点も含めて、質問・意見を述べたいと思います。

まずは、12ページの、基本目標1の基本施策(3)、「教育・学習の充実」というところですが、リーフレットの作成・配布をしていくということがあるのですが、どのように活用するかという点について、どういう検討を、今、されているのかということをお伺いしたいと思います。例えば、デートDVに関する授業を参観日でやるとか、小中学校においては、「みんなで語ろう！心の参観日」と道徳の授業のパッケージでやるとか、大人も知ることができるようなかたちでやってみたらいいのではと思っています。活用の方法について、教育委員会の方も来てくださっていますので、是非、伺えたらと思うところが1点です。

2点目は、私が言葉に引っかかっているだけかもしれませんが、19ページのところで、基本目標3に「被害者の保護体制の充実」という項目があります。DV被害者の支援を弁護士の立場でやっている中で思うのは、やはり、この人たちを保護の客体と捉えてはいけないということです。本人の意思を尊重して、あるべき支援を軸にしながら、私たちは何の手助けができるのかと考えないと、私たちがこうあるべきだと決めたことを当てはめるのは、あり得ないと思っています。そういう意味で、「一時保護」という言葉があったり、「保護命令」という言葉があったりするので、ここの「保護」という言葉がいけないというのは、引っかかりすぎかなと自分でも思うのですが、少なくとも、本人の「こういう生活をしたい」という意思、願いを尊重するというのが、大前提であるべきです。1ページ戻って、相談員の研修においても、そういう理念を、是非、しっかり伝えていただいて、「やってあげている」というかたちになってはいけないので、どこかに書き込んでいただきたいと思います。

22 ページ、先ほど申し上げた、基本目標 4 の「被害者の自立支援の充実」の「自立」です。ここは「被害者の支援の充実」ではいけないのかなと思います。ひとり親の、特に母子の場合の女性の収入状況の実情からして、自立と言われて、プレッシャーを受けて働くことで、精神的にも経済的にも追い詰められるわけで、これが女性の貧困、母子家庭の貧困の根源の一つではないかと、私は思っています。そうすると、この計画でも自立、自立ということが、かえってひとり親家庭を追い詰めやしないかということが懸念されます。

そのようなことを検討いただいた上で、どういう意味で自立という言葉が使われるか、自分の足で立っていくというような意味であれば、私も否定はしません。でも、経済的自立というところで過度にプレッシャーをかけるようなかたちであっては、支援が逆のかたちになってしまいます。その点を、是非、意識していただいて、この「自立」という言葉の使い方を検討していただければと思います。

続いて 24 ページですが、基本施策 3 「経済的支援等の生活支援」という項目の(1)「経済的支援」ですが、先ほどご紹介いただいた北仲先生の質問にもありましたが、生活保護の支給に当たって、広島市内での移動の場合に制限があるのかという点について、実態としてみると、私は事実として経験しています。すごく苦勞をして、これは例外だとして認められました。やはり、生活保護のケースワーカーの考えとすれば、そういう意識を持っておられる実情はあります。それは何の根拠があるのかと詰めていったら、根負けされたようで、今回は例外ですと、なぜ例外なのかは分かりませんでしたが、認めてくださったという経験が、去年のこととしてありますので、生活保護の支給に関しては、できれば、いろいろなことを、中身として書き込んでいただきたいと思います。引越し費用を出せるか出せないかという問題も、非常に厳しいです。一時的に実家に避難して、実家には長くいられないような場合にも、実家にいるんだからということで、引越し費用を出すことについて非常にハードルが高くて、自立の妨げになっています。そういったことをここに書き込んでいただけたら、彼女たちが自立していくに当たっては、すごく助かると思います。

次に、先ほど「被害者」をどう見ますかとお聞きしたのは、例えば、児童扶養手当の支給があるのですが、これは離婚しないと、今の制度上は支給を受けられません。ここに書いてあるということは、被害者ならいいのであれば、皆払っていただけるのであれば、非常にありがたいと私は思うのですが、おそらく、法律上、それは今、かないません。

ですから、そのあたりの用語と意識を統一する必要があると思います。保育料については、離婚調停を申し立てたら、母親の収入だけで保育料の計算をするという配慮を現にしていますので、そういったことを掲載していただくのがいいのではないかと思います。就学援助については、私はあまり詳しく知りませんが、同様の取組はなされていいと思いますし、なされていないならば、やはり、保育料と同様の、別居していて離婚が前提となることが明らかな実情があるような場合、保護命令が出ているとか、離婚調停を申し立てているような段階であれば、配慮していただけたらと思いますし、記載いただけたらと思います。

それから、非常に難しいことだと思うのですが、一貫して支援できる体制については、何らか考えてみていただけたらと思います。広島市から県の「こども家庭センター」に行ったら、そこで支援が切れて、広島市に戻ってきたら、また一から次の担当課に移って、それぞれで話が微妙に違って、本人は混乱して、というようなことを、傍らで見たりします。弁護士が関わっていれば、その都度それは違うのではないかなと言えるのですが、多くの人はそういう中で折り合いをつけてやっていらっしゃると思います。一貫した支援ができるように、広島市から発信いただけたら、非常にありがたいと思いますので、それは県、他の市町との

連携というところになりますけれど、そういう問題意識を持っていただけるとありがたいと思います。

【男女共同参画課長】

5点ほど、承りました。

まず、リーフレットの活用についてです。デートDVの関係ですが、現状を申しあげますと各高校、あるいは大学、専修学校にお配りをして、活用をお願いしていますが、その場合、生徒にきちんと説明をして配ってくださいということで、教員向けの手引き書も併せてお配りしています。ただ、実際にどのように活用されているかというところまで、なかなか把握できていないというのが実情でございます。先ほどご意見があった、参観日に行うというのは、非常にいい工夫だと思いますが、これについては、私どもで勝手に決めるわけにはいきませんので、一案として校長会などで提示しながら、粘り強くなると思います、対応してみたいと思います。

それから、保護体制についてですが、この「保護」という表現ですが、おっしゃるとおり、「こうあるべき」というのは、関わり方としては良くないと思います。ただ、これは基本目標のタイトルですので、今回は現行計画のあくまでも中間見直しであるという中で、この柱の表現を変えるかどうかという点については、検討させていただきます。

同じことが「自立」のところにも言えると思います。被害者の中には、経済的自立を求めている方ももちろんいらっしゃると思いますので、そのような方への支援は、我々としては、しなければならないと思っているのですが、逆にそれが強制、プレッシャーになってはいけないというお考えも確かにあると思います。ここで、その「自立」の最終ゴールをどこに置くかというのは、やはり、個々一人一人の状況に応じてということになってくると思いますので、これにつきましても、先ほどの「保護」と同じ扱いにはなりますけれども、取扱いを検討させていただきます。

それから、生活保護の件ですが、私が公式に聞いているのは、先ほど申しあげたとおりですが、実態としては確かにあるのだろうと思います。それを計画の中で、どのように書き込めるのかについては、やはり、もう一度、実態について担当課と協議するなどして、現実はどうか、あるいはどういう対応が今後できるのかということ踏まえて検討したいと思います。

最後の「一貫して支援できる関係」ですが、これが、我々にとっても最大の課題だと考えています。今月17日に広島市主催のDV関係者会議、それから近日中に、広島県主催の近隣も含めての会議がございますので、そのような問題を提起しながら、よい方向に進んでいくように努めてまいりたいと思います。

【人権啓発部長】

最後の件ですが、今、考えているのが、ケース記録のようなものを一つ作って、それをどこの部署でも共有化して、例えば県の相談窓口からこちらへ来られたときも、その内容をもとにすぐに次のステップへ移れるような相談体制ができればということです。よくお聞きするのが、窓口で何回も何回も同じことを言われるということで、それがまたプレッシャーになるというお話もあるので、被害者の方の同意も得る必要がありますけど、共通の様式に情報を記録したもの持って歩いてもらう。窓口はワンストップでできないにしても、情報を共有化して、それぞれのやりとりを載せていけば、ある程度、円滑に進んでいくのではないかとこのところで、検討させていただいています。

【平谷副部長】

ごめんなさい、先ほど述べた意見に関連してもう1点、資料2の3ページ目で、基本計画の基本目標4の重点指標が、まさに「経済的に自立しているひとり親家庭の割合を増やす」となっていて、中身とすれば、高等職業訓練促進給付金の受給者等などの就業者数を増やすということだと思うのですが、これは、経済的自立を望むひとり親に必要な支援を受けてもらうということだと思うので、数値目標自体はいいのですが、先ほど申し上げたのと同じ趣旨で、表題についてはご検討いただきたいと思います。

【佐田尾委員】

3点ばかり、気づきがあります。

1点目は、19ページの基本目標3「被害者の保護体制の充実」、基本施策1「被害者の安全の確保」に関するのですが、ストーカー殺人などの細かい内容を見ていると、とにかく加害者というのは、どんなことをしても相手を追っていく、巧妙に追っていくということがよく分かります。そして結果的に被害者を出すということで、非常に危機的なことだと思います。19ページの一番下に、「住民基本台帳の閲覧等の制限」の記載はあるのですが、携帯電話のGPSとか、引っ越し業者、郵便物の転送など、具体的にどのような危険があつて、どう水際で防止すべきかというようなマニュアルのようなものが必要なのではないかと思います。そのようなマニュアルを、加害者側が入手するようなことがあれば困るのですが、それだけのことをしていても、役所でうっかり現住所を教えてしまったという事例もあったかと思いますので、私は、この加害者の追跡に対する情報管理が、一番重要なことではないかと個人的には思っています。

それから、自助グループの話が出ていましたが、私も長年マックというアルコール依存症者の自助グループのリーダーの人との付き合いがあるのですが、これは、非常に重要なことなので、できるだけ、関係各方面で具体化を急いでいただきたいと思います。やはり、ピアカウンセリングと言いますか、同じ境遇の人たちで集まって、ちょっとしたこざれいなゲストハウスのような、拠点的、シェルター的な場所があるというのは、大事なことではないかと思っています。

もう1点、キャンペーンに関してですが、リーフレットを作ること、街頭キャンペーン、イルミネーションなどは、それぞれ大事で必要なことだとは思いますが、今、そういうリーフレットを目にすることがない、あるいは、新聞もテレビも見ない、見ることがない、そういう環境で育つ子どもたちというのも非常に増えていて、今後も増えてくると思われます。そういう困窮した環境、あるいは、非常に内向きな世界で育っていく子どもが増えていくのではないかという危機感が、私にもあります。スマホさえあればオッケーという世界が、だんだん広がってしまっていて、先般も寝屋川で少年、少女が拉致されて、殺されたという事件がありましたけど、これもLINEでつながっていて、普段はそれでいいのですが、どうしてもさびしくなる、人と会いたくなるというところから、つい、LINEのやりとりの感覚のままで、外に出る。だから、夜間徘徊ということになるのだと思いますが、そういう中で、DV、ストーカーを含めた犯罪が起こりやすいということがあると思います。

例えば、Twitterを常にウォッチするぐらいのシステムがいるのかもしれませんが、DV、ストーカーの兆候は、なかなか捉えきれないところもあると思います。内向きになればなるほど、そんな感じがしております。何か、答えは私も持ち合わせませんけども、一般的なこれまでの従来型のキャンペーン以外の方法がないのかと、そのように思いました。

【平谷副部長】

もう1点いいですか。基本台帳の閲覧の制限に関して、私自身が経験したのは、夫側の代理人の弁護士が要求したのを出したというものです。これは広島市ではないのですが、弁解理由は、四月に人事異動で担当になったばかりで、よく分かっておりませんでしたということでした。それは理由にならないのですが、一つ盲点だと思います。年度替わりは特に危ないと思いますし、弁護士から請求があると断れないと皆さん思っているのですが、断れますから。画面はブロックがかかっているのに、弁護士だから解除していいと思って出されたいので、そこは、年度替わりに、注意していただければと思います。

【貴田委員】

基本目標の2の17ページですが、基本施策3「相談員等の資質向上及び研修の充実」のところで、先ほど、ワンストップ化する場合はマンパワーが必要だと言われたのですが、これを読むと、相談員を増やすのかと思ったのですが、課長のお話を聞いていたら、そうでもないのでしょうか。やはり、これをきちんとしようと思ったら、今の3名の体制では、とても回しきれないのではないかと思います。ましてや、相談員の負担が重いから、その心身の健康を損なうことがないように研修をするという記載がありましたし、やはり、相談員を増やすように検討していただきたいというのが一つです。

二つ目は、20ページの基本目標3「被害者の保護体制の充実」の基本施策2「保護命令制度への対応」で、制度の周知をするということもあるのですが、私の考え違いかもしれませんが、保護命令が出て、その後6カ月なり2カ月の間に何もなければ、次の延長ができないと聞いたのですが、どうなのでしょう。

【平谷副部長】

この間、裁判官から聞いたのは、再度の申し立てがあった場合は、6カ月間のこともそれ以前のことも、全体を考慮して判断していますというのが、裁判所の公式見解です。ただ、やはり、全体考慮の中で、直近のほうは、それなりに重きが置かれているというのが実務感覚です。

【貴田委員】

本人が再度申し立てをしたいと思っても、その間、何もなければ、次はもう認められにくいということですね。だから、その間に暴力があったかどうかに関わらず、本人が延長したいという意思があれば、無条件で延長できるように、法律を変えるような働きかけをしていただきたいというのが一つです。

もう一つは、27ページの基本目標5「関係期間の連携の強化」で、基本施策2に「児童虐待・高齢者虐待」という項目があるのですが、前回も申し上げたのですが、面前DVの関係で、被害者の中には、自分の夫から被害を受け、子どもが大きくなったら、今度は夫と子どもに暴力を振るわれる方もいらっしゃるという話を聞いて、私もショックでした。DVを見ている子どもは、自分の母親に対しては、暴力を振るわないのかと思ったのですが、そうではなくて、一緒になって暴力を振るうということは、やはり小さい頃の思いが、大きくなって爆発するのかなと思います。小学生よりもっと小さい時点でも、親が暴力を振るわれていたら、多分、普通の子は人に言わない。自分が殴られたのは言うかもしれないけれど、お母さんが殴られたとか、いじめられたとか、そういうことは、多分、言わないと思います。だから、「言ってもいいんだよ」ということを、子どもたちに教えるようなことが、保育園や幼稚園などで、何かできたらいいのではないかと思います。

もう一つ、資料２の４ページ、フローチャートのステップ３のところに、ステップハウスと書いてあったので、ステップハウスを作ることを広島市も考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

【男女参画課長】

４点ございましたが、相談員の件や法改正など、要望的なものについては、検討させていただくということで、法改正については、国への働きかけしか、やりようがないですが、市単独なのか、あるいは、県や他の都市とも連携してなのか、やり方もあると思いますので、検討していきたいと思います。

子どもへの教育については、先ほど、高校での教育についてのご意見もありましたが、保育園等で、そういったことができるのかというところも、なかなかデリケートな問題ですので、先生方も、小さい年代の子にどのように伝えればいいのかというところは、簡単ではないと思いますし、やり方も含めて、問題提起として承りますが、なかなかすぐには難しいと、感じました。子ども自身が声を上げるというのも大切ですが、潜在化することが多いと思いますので、周囲の方が気づいて、そこから通報に至るような、そういうやり方もあると思いますので、周囲の方に気付いてもらえるような啓発をしていくのも大切ではないかと思いました。

そして、フローチャートのなかのステップハウスですが、これは、一応、そういう施設らしきものは、既にあります。どこにあるとか、どんな施設かというのは、なかなか申し上げにくいですが、連携は図っていますので、これを広島市で造るということではありません。変な話、広島市の被害者であれば、むしろ市外のそういった施設へ逃げていただくほうが、先ほどの生活保護の話とは少し違う意味ですが、いいのではないかと考えています。仮に広島市で作った場合は、逆に、周辺市町村の方を広島市で受け入れるような施設になるのかなと思います。若干、類似した役割を果たしているのが、母子生活支援施設であろうと思いますが、入居資格に当てはまらない被害者の方もいらっしゃいますので、全員の受け入れは難しいのかもしれませんが、ステップハウスを広島市でということは、現状では考えておりません。

【井手口委員】

皆さんがいろいろな意見おっしゃったので、私からはもう、本当に少しお願いだけなのですが、お配りいただいた市民と市政の中で、「児童虐待につながることもある」とあるのですが、例えば、激しい夫婦げんかを子どもの目の前ですることも、子どもにとってはとても心の不安感を高めることだと思いますし、私はできれば、子どもには、親へのよいイメージを持って成長してもらいたいとは思っています。それから、面前DVですが、やはり、隠れた人数がとても多いのではないかと考えています。男性から女性へのDVではなくて、双方がDVし合うのを、子どもが目の前で見て、巻き込まれた子どものつらさとか不安感がとても高まっているし、特に先月、毎日新聞で、「虐待を受けた子どもは脳が機能低下する」というような記事で、反応性愛着障害、褒めても心に響きにくいというようなことが、具体的に出ていました。ということは、衝動や怒りのコントロールが難しくなってくるということで、先ほど貴田委員がおっしゃったような、子どもが成長して、母親へ暴力を振るうというようなことにもつながるのかなと思います。だから、そういう子どもには、一般的な治療とは別の方法が必要ではないかということも出ておりますし、児童虐待の件数はとても増えているというような記事もありますので、未来を担う子どもたちの、情緒的、認知的発達が妨

げられるという、とてもひどい影響があるということを、大きくどこかでPRすべきではないかと思います。それが、親としての責務だと思います。

もう1点が、加害者に関するその取組の中で、私は、加害者のみではなく、被害者も医療機関、カウンセリングを含めた医療機関の協力がとても重要だと思っています。私も被害者の方と話すことがあるのですが、被害者意識に固まり、将来の生活設計ができにくい心理的な不安が強いので、それが子どもへも影響しているのではないかと思います。

3点目に、配布いただいたチラシについて、内閣府が作られた分は裏にもきちんと説明があるのですが、広島市の分は裏が白紙なのは、張るだけのためで、裏が見えないからかなと思うのですが、もし次回以降、裏にも印刷するのであれば、「女性に対する暴力」とは何か、一般的に考えると、身体的暴力が頭に浮かぶと思うのですが、精神的暴力などもあること、特に、面前DVは子どもへの影響があるので注意してくださいということを印刷していただければと思います。

【平谷副部長】

面前DV、家庭内にDVがあるというのは、家庭の緊張状態を常に高めています。そうすると、子どもたちは、学校で頑張っている上に、家でも休まらなないと、学習にも確実に影響が出て、学校へ行けどころではなくなるので、不登校であったり、あるいは、落ち着きがなかったり、暴力的な言動につながります。生徒指導上問題がある子どもたちの背景に、家庭不和がある場合が多いということは、恐らく、それほど意外なことでもなく、教育現場でも知られたことだと思いますが、現実には、そこまで学校側から踏み込めないで、表に見える問題行動だけを捉えられて、その子たちは、家でもしんどい思いをしているのに、学校では問題行動があると言って叱られます。

ようやく、虐待防止法で、DVを見せることも虐待だということが少し認識されるようになって、子どもがどれだけ傷つくかということを、みんなが意識できるようになったところですが、学校のほうでも、子どもの問題行動の背景に家庭の問題があるかもしれない、あるとすればどうするかというのは、非常に難しいところではあるのですが、やはり福祉部門とつないで、どういう対策がとれるかということを考えていくと、子どもに現れている問題行動だけ、もぐらたたきみたいな感じで指導して終わりということでは、子どもも、本来のところで入っていきません。そういう問題として、この面前DVを取り上げて、これをどう計画に書き込むのがいいのかは、今、分からないのに申し上げていますけれど、でも、そうしないと、子どもたちは救われなわけですね。そういう問題なんだという、面前DVの捉え方をしていただけるとありがたいと思います。

【篠原部長】

25 ページの、「(3)その他の生活支援」の一番下に、新しい事業として「児童くらしサポートセンター事業」とあるのですが、これは具体的に、どういうものなのでしょう。24 ページには、生活困窮者自立支援法の施行に伴って「広島市くらしサポートセンター」が設置される、生活困窮者の状況に応じた段階的支援を行う、ということが書いてあるのですが、この「児童くらしサポートセンター」というのは、いきなり出ています。もしこれが、今言ったような、子どもたちのサポート事業であるならば、この中身をもう少し充実させていくことで、必ずしも学校教育現場だけに頼らなくてもいいのではないかと思います。学校現場でなくても、例えば児童館などの中に、その児童くらしサポートセンターという事業があるのであれば、それはそれでいいと思います。学校の不登校などだけではなくて、一人一人、発達障害も含めて悩みを抱えた子どもたちが増えてきているので、広い意味で子ど

もたちをサポートする必要性があると思いますが、学校教育の現場で言うならば、スクールカウンセラーの役割になるのでしょうか。スクールカウンセラーの人たちは、どの程度常駐しているのでしょうか。

【指導第二課長代理】

スクールカウンセラーは生徒指導課が担当しているので、数や配置については、この場では回答できませんので、持ち帰りしたいと思います。

【篠原部会長】

資料として、常駐しているかどうかなど、そういったことも次回、全体会のときにでもご紹介いただければと思います。スクールカウンセラーの方々が、具体的に、サポート業務として、どういうことをしているのかということも併せてお願いできればと思っています。

本日は欠席ですが、北仲委員の意見書にも、教職員という従来からの対象だけではなく、スクールカウンセラーの人などにも研修をしては、ということがあったと思います。スクールカウンセラーだけではなくて、スクールソーシャルワーカーという人もいるのですか。

【平谷副部会長】

内容は全然違うんですよ。

【篠原部会長】

そのスクールソーシャルワーカーの人たちは、デートDVをサポートしてくれるのですか。スクールカウンセラーがするのでしょうか。そのあたりがよく分からないのですが、学校教育の現場で、何も全てを全て、教員や職員の方が抱えるのではなくて、そういう専門性を持った方がどんどん常駐していかないと、もう、対応できなくなっているのではないかと感じます。学校という場でなくても、地域社会の中に、そういう子どもに対するサポートセンターがあっていいのかなと思いますね。

なぜこんなことを言うかということ、呉市で、17～18歳の若い人たちが殺人まで至ってしまった事件がありました。たまたまその直後に市の教育委員会の教育長に別件でお会いして、その話をしたときに、ああ、そうかと。学校教育の現場にいる子どもたちではないから、それは外れてしまうのだなと思ったのです。私たちは、学校というところで、その対象となる年代の人たちを全てサポートできると、思い込んでいるのではないか。今、不登校で学校に行かない児童・生徒も多数出てきているわけですから、学校というところが果たすべき機能が、地域社会の中にもサポートセンターとしてあっていいのかなと思っているのです。

そこでここに、児童くらしサポートセンター事業と書いてあったので、これは、ひょうたんから駒かなとも思ったのですが。

【平谷副部会長】

私の知っているところのスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの話をすると、スクールカウンセラーは、少なくとも中学校区には1人配置されていて、定期的にその中学校区の中学校と小学校を回っておられて、定期的に保護者向けにいつ来ますという案内も出されています。主な活動は、やはり、心の問題の支援で、保護者の方、児童生徒本人、いずれとも話をされています。だから、どちらかというと、メンタルサポートです。

スクールソーシャルワーカーは、ちょっと意味合いが違って、社会福祉士さんか、精神保健福祉さんが就かれていて、今、広島市は各区に1人おられて、その区での活動を軸にして

います。スクールソーシャルワーカーの活動は、福祉と教育とつなぐということで、その家庭にあるいは子どもや保護者に福祉的な課題がいろいろあるような場合に、必要な機関とつないで、その支援を得ながらということで、先ほど篠原会長がおっしゃったような、学校が全部抱えるのではなくて、外とつないでいくという仕事をされていて、広島市に関しては、平成 20 年の文科省のモデル事業が 1 年で終わったあとも、きちんとそれを残されて今までできているということです。当初は直接支援をするしか資源がなかったのも、かなり支援されていましたが、今年度、いろいろ関わる場所があったところ、つなぐということに特化されているようです。

去年、子ども貧困対策基本法、その大綱ができて、そこで、学校現場というのは、貧困対策のプラットフォームだと言われています。意味するところは、いろいろな問題をそこで把握し、そこからどこへ運んでいくかということです。そういう意味で、義務教育の子どもたちは、不登校であっても在籍はその学校なので、そこでどのような問題があるのかを把握し、それを全部学校で抱えるのではなく、適切な機関につないで、外部の機関も含めて子どもたち、あるいは、家族を福祉的なところで支えていくことができる。これが貧困対策だと言われているのですが、そういう計画は広島市にもあるのでしょうか。県では、次世代育成推進計画の中に盛り込んで、この貧困対策計画を入れています。そのあたりが、今の篠原会長のお話に絡むところだと思います。

【男女共同参画課長】

この児童くらしサポートセンターですが、表記のミスで、「広島市くらしサポートセンター」のことでした。単純な記入誤りです。そういう意味では、学校以外でのサポートという意味で、逆にこういうものがあるといいのではないかという、新たなご提起だと受け止めますが、事業としては、今のご意見とは違うものでしたので、大変失礼いたしました。

この事業の中で、児童が対象になっているものとしては、生活困窮世帯の子どもの学習支援というものが、メニューとしてはあるということです。そういう意味で、先ほど、平谷副会長からも、児童の部分のところありがとうございましたので、特にこの 27 ページの、児童虐待の部分も含めて、もう少し丁寧な表現にし、具体的取組のところも書き込みを加えてまいりたいと思います。

それから、スクールソーシャルワーカーですが、貴田委員が以前、DVセミナーのときに、ゲストでお呼びしたように思いますが、カウンセラーの方だったのでしょうか。

【貴田委員】

ええ、そうでした。スクールカウンセラーの方です。

【男女共同参画課長】

まったく関わっていないわけではなかったようでしたが。

【貴田委員】

子どもたちのなんでも相談というような感じだと思います。

【篠原部会長】

貴田委員、井手口委員からも、非常に大切な指摘があったと思いますが、やはり、子どもたちの発達のために、このDVの持っている課題、問題性みたいなものを、十分に私たちも認識して、子どもたちに対する問題をしっかりと受け止めたいと思います。暴力の連鎖のようなものもあると思います。その被害を受けた子どもが加害側になる、あるいは、自分が被害を受けても、それをそういうものだとして受け止めてしまうというか。自分の母親が被害を受けて、それを見て育つと、自分も被害を受けたときに、ああ、私もそうなんだ、という認識で止まってしまう、暴力の連鎖を容認してしまうというような問題など、いろいろあると思います。

それから、加害というのは、加害側に加わることによって、自分が被害側から逃れるような側面、いじめの連鎖のようなものを、どう断ち切るかということと似ているようにも思います。だから、本当に、学校教育の現場をもう一度、教育の原点に立ち返る。確かに知識を継承するとか、そういう部分は大きいでしょうけれど、今、学校教育は、本当に変わろうとしています。アクティブラーニングも含めて、今、小・中・高でも、どんどん変わってきていますので、人権感覚の養い方としても、それこそアクティブラーニングのようなものでもいいし、今だとPBL（Project-Based-Learning）教育というようなことで、具体的に課題を与えて、自分たちで問題解決していくような教育を通して、養っていくとかですね。上からこういうのは駄目、ああいうのは駄目とか、差別は良くないとか言うところで止まってしまうと、やはり違うのではないかと思います。広島市が、先進的なモデル事業になるような、発達段階に応じた男女共同参画意識、啓発教育カリキュラム、そういうものを作りたいと思っていますので、是非、教育委員会の方々も、一緒になって考えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【貴田委員】

選挙の入場券の件ですが、選挙管理委員会に伝えていただいたのは、ありがたいと思います。その後どうなったか分かりませんが、来年の参議院選挙から、18歳以上、高校生の一部が選挙権を持つことになるわけですが、やはり、世帯主宛てに届くというのは、一個人として認められていないような気がするのです。だから、あなたには選挙権があるんだよということを知らしめるためにも、是非、1人ずつ配達をしていただくように、再度働きかけていただけたらと思います。

【平谷副部長】

お母さんが暴力を受けていたら、大きくなって子どもが暴力を振るうというのは、事例でも何件か経験していて、それがなぜ起きているのかなと考えたら、母を非常にばかにする父が、途中から、子どもたちにも同じことを言わせます。そういう家庭でずっと育つと、お母さんは奴隷みたいな感じです。もう、人としてみんな見ていない。子どももそう見ない。そうすると、自分より下ということになりますので、一定年数経つと、暴力を学習していて、一緒に暴力を振るうというのもあります。もう一つの子どもの側の心理としては、自分も嫌な思いをいろいろしているわけです。そこで、お母さんは守ってくれなかった。守ってくれなかったという怒りが、思春期以降になると、今度は、父には刃向えないけど、母には刃向えるということで、弱いところに今までの不満が出るというかたち。いずれのかたちもあるようです。

先ほど篠原会長が言われたことで、そうだなと思ったのは、学習というところですが、それしか知らないんですね。家庭のあり方というのは、父が暴力を振るい、母が何も言わずに耐える。これしか知らないと、男の子は、男親はこういうふうになるのだと思い、女の子は、男女の関係ってこういう関係なのだ学びます。それ以外だと、逆に何かもっと怖いことが

起きそうで不安になるので、同じような相手を探してしまうというような心理もあります。ここで、横串を入れるとすごくいいなと思ったのは、そうではないモデルを示せばいい。これが示せるのは、友達のうちに遊びに行って、ものすごいカルチャーショックを受けるというのでも聞きますが、やっぱり教育だろうと思います。まったく違うモデルを示して、お父さんとお母さんの関わり方はこうだということを、きちんと示していければ、自分なりに考えられるようになる可能性は増えると思います。なので、やはり、連鎖を断つための教育はすごく大事だと思いますし、それができるのは、本当に学校現場だと思うので、これからの子どもたちが、DVをしなくて済むような、DVを受けなくて済むようなという予防の観点から何かできればと思います。学校ではたくさん配布物があって、リーフレットだと多分紛れてしまいます。特化させるためには、言葉があったり、授業があったり、手をかけるというところがないと、特に家庭環境が落ち着いていない家では、お母さんと一緒にリーフレットを見て、話はできませんので、もうひと手間かけていただけたらなと強く思いました。

【篠原部会長】

よく、弁護士会の方々が劇をやったりされるのは、すごく効果があるのだろうと思うので、学校などの現場で、先生たちが、外部の人たちを通して、ドラマ仕立てにしたりすると、影響力があるのではないかと思いますけどね。

【平谷副部会長】

私たちがやっているシェルターのNPOの2年目の劇は、デートDVで、家庭がしんどいので逃げた彼氏のところでひどい暴力を受けて、シェルターに来た。来たけれども、シェルターに来たら安心というのではなくて、どうせあなたたちなんか私のことを大切にしてくれないでしょって言って、シェルターの中でも葛藤があって、でも次の一歩を見つけ出す、というようなドラマはやりました。DVDも2時間のものですがありますので、使ってもいいという場面があったら、使っていただくこともできますので、よろしくお願いします。

【篠原部会長】

学校教育というところはプラットフォームだという言葉が出ましたので、知識を伝達するだけではなくて、やはり人格教育をする場、あるいは、命の大切さをしっかりと学ぶ場であるという、プラットフォームとしての学校を再度構築していただければと思います。そのためには、いろいろ今、現場の先生たちも教育手法を工夫されていますけれども、外部の力を借りるのも一つの方法だろうと思いますので、ご検討ください。

それでは、本日の審議会は、これで終了したいと思います。委員の皆さま、陪席の職員の方々、長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございます。